様式第５号（第４の８(３)関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

岩手県議会議長　　　　　印

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

年　月　日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

公 文 書 の 表 示	
開示をしない理由	
担　当　課	係等名 電話番号（　　　）　　－　　　　内　線
備　　考	

備考１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、岩手県議会議長に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、岩手県議会議長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（Ａ４）